

寒川浄水場排水処理施設更新等事業 事業者ヒアリング結果概要（月島機械）

日 時 平成 14 年 12 月 10 日（火） 10:00～15:00

場 所 日本大通 7 ビル 306 会議室

【ヒアリング項目】

- 1 脱水設備の脱水能力について<特定事業契約書（素案）関係>
- 2 再生利用の提案単価について<特定事業契約書（素案）関係>
- 3 瑕疵担保の存続期間について<特定事業契約書（素案）関係>
- 4 不可抗力に関する工期延長、運営開始の遅延による増加費用の負担区分について<特定事業契約書（素案）関係>
- 5 維持管理・運営期間中のペナルティ範囲について<特定事業契約書（素案）関係>
- 6 計画変更リスク（浄水処理について）<実施方針添付資料 5 関係>
- 7 土壌汚染について<実施方針関係>
- 8 返送水の水質について<特定事業契約書（素案）関係>
- 9 汚泥受入量の決定<特定事業契約書（素案）関係>
- 10 建設に伴う各種調査<特定事業契約書（素案）関係>
- 11 維持管理中の不可抗力<特定事業契約書（素案）関係>
- 12 設計図書及び竣工図書の著作権<特定事業契約書（素案）関係>
- 13 維持管理・運営仕様書及び事業計画書<特定事業契約書（素案）関係>
- 14 サービス購入料について<特定事業契約書（素案）関係>
- 15 事業者ヒアリングに関する要綱<実施方針関係>
- 16 新施設設計<特定事業契約書（素案）関係>
- 17 業務報告書等の提出<特定事業契約書（素案）関係>
- 18 S P C の所在地<特定事業契約書（素案）関係>
- 19 コンクリート構築物<その他>
- 20 その他

【ヒアリング結果】

- 1 脱水設備の脱水能力について<特定事業契約書（素案）関係>
<月島機械>
 - ・ 脱水ケーキの再生利用については、当社でも業者ヒアリングを実施しました。それによると県企業庁が要求している含水率 35% 以下での用途やニーズが多いことを確認しております。乾燥処理により細菌や雑草の種子を死滅させる効果があり、乾燥済みの脱水ケーキであれば販売できる可能性もあります。
- <県企業庁>
 - ・ 再生利用に関しては、仕様発注と性能発注とで異なる点がありますか。

< 月島機械 >

- ・ 仕様発注の場合に、どのような仕様が盛り込まれるかによりますが、大枠は変わらないと思います。(もちろん、仕様発注では提示された条件内での対応ということになります。)

< 県企業庁 >

- ・ 受入先のニーズに合わせてということですが、水分調整(含水率)、粒度、粒形等の他に、何か条件はありますか。

< 月島機械 >

- ・ 細菌及び雑草の種子の死滅、活性炭の問題等、受入先と共に研究していくことになります。

2 再生利用の提案単価について< 特定事業契約書(素案)関係 >

< 月島機械 >

- ・ 脱水ケーキ再生利用業務費の10年間の提案単価固定は、かなり厳しいと考えております。当社のヒアリング結果では、5年間で精一杯であるとの認識です。この条件については考え直して頂けないでしょうか。確かに、脱水ケーキの含水率を35%に落とせば汎用性は広がりますが、それでも10年間の価格変動まで予測するのは極めて困難です。また、受入先でも10年先までの価格提示はできないと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 他の事業者へのヒアリングでも、提案単価の固定期間は5年程度が望ましいという意見が多かったように思います。なぜ、5年程度なのですか。

< 月島機械 >

- ・ 論拠があるわけではありませんが、ヒアリングの結果では、ビジネスモデルが確立できていない現段階では、5年間で限界という印象を持っています。

< 県企業庁 >

- ・ 仮に5年間の提案単価が固定される場合、それがSPCと受入先との契約条件にもなるということでしょうか。

< 月島機械 >

- ・ 現段階では、そのように考えています。
- ・ 脱水ケーキが商品として成り立って有価での販売となった場合でも、10年先の価格は読めません。

< 県企業庁 >

- ・ 全量を有価販売というように考えているのですか。

< 月島機械 >

- ・ 有価で販売する部分と有償で処理委託する部分とが出てくると思います。

< 県企業庁 >

- ・ 有価で販売する場合と有償で処理委託する場合とを、どのような割合にするかについても、事業者にお任せしようと思っっているのですが、その中でやり繰りすることはできませんか。

< 月島機械 >

- ・ 有価で販売できる場合でも諸経費は掛かりますし、ビジネスモデルがない現状では、組み合わせの中でのやり繰りも難しいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 再生利用業務費の提案単価を 10 年間固定としている背景には、他の業務費用のように、物価変動に伴う料金改定の際に連動させる適当な指標が見つからなかったということもあります。これについては、何か良い指標はありませんでしょうか。

< 月島機械 >

- ・ 個別の事業者の受入価格等に関する資料はありますが、料金改定に連動させるのに相応しい、公的な指標は思い当たりません。
- ・ 当社としては、V F M が大きく出せるような事業の組み立てが良いのではと考えています。市場原理がどう働いてくるのか見込みがつけられない状況下において、再生利用業務に係る 10 年間の費用を見込むというのは大変な不確定要素であり、大きなリスクです。したがって、事業者としては、かなり安全を見た単価設定をせざるを得ないわけで、結果的に V F M を小さくする方に作用してしまうと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁としては、S P C との契約における単価が確定すれば良いわけで、後は S P C と再生利用の受入先との間で、上手に対応して欲しいと思っているのですが。

< 月島機械 >

- ・ 5 年間くらいなら何とかありますが、長期間の変動リスクとなると対応は難しいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 5 年ごとに単価を改定すれば対応可能ということですか。

< 月島機械 >

- ・ そのように考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 提案単価の改定時に、改定理由を適切に説明できると思いますか。

< 月島機械 >

- ・ 一般的な経済指標を用いての説明は難しいと思いますが、受入先の状況や受入先との協議過程等からの説明はできると思います。指標を用いないと言っても、もちろん S P C としても受入先との交渉において価格の暴走は防ぎたいと考えており、受入先の言いなりになるわけではありません。

< 月島機械 >

- ・ 今後、循環型社会へと移行していく過程で、それが県企業庁にとって有利な方向に働くことも考えられますので、提案単価で 10 年間固定してしまうのは如何かという見方もできると思います。

< 県企業庁 >

- ・ 具体的にはどういうことですか。

< 月島機械 >

- ・ 新たな再生利用方法が確立されるような場合が考えられます。

< 県企業庁 >

- ・ 循環型社会への取り組みが進んでいく中で、一般的に再生利用コストは下がっていく傾向にあるのではないかと思います。(そうなると、長期間固定した方が、SPCにとって有利になるのではないのでしょうか。)

< 月島機械 >

- ・ そのような見方もできますが、セメント原料化に限っていえば、処理コストは高くなる傾向にありますので、一概には言い切れないと思います。
- ・ 受入先もSPCからの年間受入量を見込んで事業計画を立てて、その条件のもとに契約するわけですが、発生する脱水ケーキの量が少なくなってしまった場合、その分のコストは見込んでサービス購入料を支払って頂けるということになりますか。

< 県企業庁 >

- ・ 最低保証的なものは考えていませんので、そういった場合のことも考慮して単価を提案してください。(自然相手の要素がある脱水ケーキの発生量の変動を想定することもノウハウだと思っています。)

3 瑕疵担保の存続期間について< 特定事業契約書(素案) 関係 >

< 月島機械 >

- ・ 土木・建築と機械の瑕疵についての具体的な考え方を提示してください。

< 県企業庁 >

- ・ 入札公告時に提示します。(現在、検討中です。)

< 月島機械 >

- ・ 建築設備に関しては、公共工事では瑕疵担保2年間というのが、現行の考え方ですので、今回の事業についても同様の考え方を取って頂きたいのですが。

< 県企業庁 >

- ・ 瑕疵担保責任の存続期間中に、瑕疵が発見されれば「修補」又は「損害賠償」して頂くことになりますが、瑕疵が原因でなくても何らかの故障等があれば維持管理業務として修補して頂くことになりますので、瑕疵担保責任期間が長くても実態としては関係がないではありませんか。

< 月島機械 >

- ・ 確かにそういう面もありますが、(瑕疵担保の存続期間を契約に盛り込まれるのであれば、特に建築設備と機械については、) 従来 of 公共工事と同じにして頂きたいと思います。

< 県企業庁 >

- ・ 従来 of 公共工事は請負契約です。本件事業での契約は(混合契約であり) 請負的な要素は含んでいますが、請負契約ではありませんので従来 of 契約約款の考え方をそのまま持ち込めば良いという性格のものではありません。

< 月島機械 >

- ・ わかりました。

< 県企業庁 >

- ・ 瑕疵担保責任と性能保証との関係については、どのように考えていますか。

< 月島機械 >

- ・ 瑕疵担保責任は、民法に準じた考えで整理すべきものと考えています。これに対し、性能保証は、比較的自由に契約で定めるものであって、納入時の性能を一定の期間は保証するというものであると考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 瑕疵担保責任と性能保証は、(契約上)両方ともあるという理解をされているというところでよいでしょうか。

< 月島機械 >

- ・ そのように理解しています。

< 月島機械 >

- ・ 瑕疵担保責任の存続期間に関しては費用算定等とも関係もありますので、入札公告時よりも早い段階での公表をお願いします。

< 県企業庁 >

- ・ 基本的には、入札公告時に提示したいと考えております。

4 不可効力に関する工期延長、運営開始の遅延による増加費用の負担区分について

< 特定事業契約書(素案)関係 >

< 月島機械 >

- ・ 特定事業契約書(素案)第36条では、不可効力による運営開始の遅延により運営開始日から3ヶ月以内に事業者が生じた増加費用等は事業者負担とされています。通常の事業での対応を考えますと、そのような事態に陥った場合、1ヶ月程度であれば、いつでも運営を再開できるような体制を維持するよう努めるのですが、この期間が3ヶ月となりますと、やや厳しいという印象を持っています。

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力リスクについては、公共工事請負契約約款に準じて100分の1が事業者の負担という考え方を基本としていますが、運営開始の遅延に関しては、迅速な対応を促したいという意図から、期間に応じたかたちで規定しています。

< 月島機械 >

- ・ 考え方自体は理解いたしますが、3ヶ月というのは長過ぎると思いますので、再度御検討をお願いします。

5 維持管理・運営期間中のペナルティ範囲について< 特定事業契約書(素案)関係 >

< 月島機械 >

- ・ サービス購入料の一体不可分によるペナルティ範囲の設定(維持管理・運営期間中のペナルティによるサービス購入料の減額が初期投資相当部分にまで及ぶ可能性があ

る仕組み)は、金融機関からは事業性に問題があると判断され、プロジェクトファイナンスでの金利上昇(ひいては提案価格の上昇)を招くと思われます。

- ・ 今回の事業はBTO方式であり、建設完了後、施設の所有権は県企業庁に移転しますので、これに対する支払いが事業期間中(20年間)にわたり不確定とされるのは、バランスを欠いた感じがします。
- ・ また、費用の内訳としては、設計・建設費、金利、維持管理・運営費及び再生利用業務費に分けられると思います。通常、金利には消費税が掛かりませんが、会計上もこのようなかたちで区分経理しないと、総額に対して消費税が掛かってしまう可能性もあります。
- ・ このような事情がありますので、維持管理・運営期間中のペナルティが、初期投資相当部分(割賦部分)に及ばないように見直してください。

< 県企業庁 >

- ・ 排水処理施設の設計・建設・維持管理・運営という一体のサービスの提供をSPCに一括してお願いしている以上は、サービス購入料の一体不可分について見直すつもりはありません。また、BTOだからといって初期投資相当部分を確定債権として扱うことやそれぞれのサービスを分割して取扱うことも考えていません。
- ・ 県企業庁とSPCとの債権債務関係と施設所有権とは別問題であると考えており、関係がないと考えています。なお、契約上の業務要求水準が満たされていないければ、原因が何であれ改善して頂くことになります。
- ・ ペナルティはあくまでも抑止力として考えており、重要な事項についてだけ設定されています。
- ・ 再生利用リスクを金融機関がどう評価するかですが、費用を県企業庁が負担することを理解して頂き、提案時点でしっかりとした再生利用の受入先が決まっていれば、ある程度は安心して頂けるのではないかと考えています。
- ・ 会計処理や税法上の問題は、アドバイザーにも確認しながら進めていますが、サービス購入料の一体不可分に伴うものについては、特定事業契約書(素案)別紙7に、サービス購入料の構成要素を提示しておりますので、これをもってクリアできると考えています。ただし、具体的な会計処理方法に関しては、事業者のノウハウに係る部分でもあるため、県企業庁は関知しませんので、事業者にて判断してください。
- ・ なお、SPCが県企業庁に対して有する債権全体に、金融機関が担保設定することは認められますが、当該債権のうち割賦部分だけを取り出して担保設定することは認めません。

< 月島機械 >

- ・ 御趣旨はわかりますが、できるだけ事業者が取り組みやすい条件設定をお願いしたいと思います。なお、可能性として0.01%でもリスクがあれば、金利は高く設定されます。

< 県企業庁 >

- ・ 区分経理については、専門家に確認された内容ですか。

< 月島機械 >

- ・ 社内での検討内容であり、税理士や公認会計士に確認した内容ではありません。

6 計画変更リスク（浄水処理について）< 実施方針添付資料5 関係 >

< 月島機械 >

- ・ 実施方針等に関する質問への回答(No.13)にて、「 処理汚泥の脱水性が極度に低下し、発生量の全量処理が困難になった場合、 当初計画・実施していた発生土の再生利用が困難となった場合の原因が、浄水処理の変更など明らかに県企業庁の行為と判明した場合は県企業庁の責となる。」と回答されています。

(A)使用凝集剤の種類の変更、(B)排水処理施設からの返送水質は要求水準を満たしているなかで、P A Cの注入率が例年と比べて極端に高くなった場合、(C)油流入などの浄水事故として活性炭を入れる場合とは異なり、活性炭の常時注入を行うようになったことにより、排水処理に重大な影響()を与えた場合、当社はこれら(A)(B)(C)については「浄水処理の変更」と判断し、県企業庁の責と考えてよいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ (A)及び(C)については、そのように考えて頂いて結構です。(B)については、現在P A Cの注入は、一定の条件で自動注入方式を採用しているため、現状の条件・方式が変わらない限りにおいては、事業者の方で対応して頂きます。

< 月島機械 >

- ・ P A Cや活性炭の注入に伴うリスク負担については、一律には決め難いと思いますので、実際には協議しながら決めていくようにして頂きたい。

< 県企業庁 >

- ・ 条件によっては、脱水施設で対応できない場合があるということですか。

< 月島機械 >

- ・ 汚泥量が増加したり、A L / T ()比が極端に高くなったりすれば脱水時間は長くなりますし、鉄系の凝集剤を使用すれば脱水ケーキが赤くなったり、重くなったりするので、再生利用に影響があるかもしれません。トリハロメタン対策のため、常時、活性炭を注入している浄水場もあると聞いています。その他、さまざまな場面があると思いますが、そのような要因により業務が予定どおりに実施できない場合のペナルティの取り扱いについても協議をして頂きたいという趣旨です。

()アルミニウムの濁度に対する添加比

< 県企業庁 >

- ・ トリハロメタン対策により活性炭を常時注入する場合には、浄水方式が変わってしまうわけですから、県企業庁リスクとなります。
- ・ A L / T比については、例年に比べて極端に高くなるということは、まず考えられません。変動幅については公表データから推測してください。

< 月島機械 >

- ・ 脱水施設は一定条件下において予定の能力を発揮するものなので、実際には県企業庁とS P Cとの間で、きめ細かい協議をしながら、排水処理業務を円滑に遂行してい

きたいと考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 運営開始後は、そのような対応になると思います。
- ・ 活性炭の注入により再生利用に影響が出るか否かは、どの辺りで見極めるのですか。

< 月島機械 >

- ・ 活性炭注入に関する情報を頂きつつ、実際に発生した脱水ケーキを見ながら対応していくこととなります。

7 土壌汚染について < 実施方針関係 >

< 月島機械 >

- ・ 事業予定地の土壌汚染調査を県企業庁で実施してください。

< 県企業庁 >

- ・ 土壌汚染リスクは県企業庁が負担（ただし、事業者の責によるものを除きます。）しますが、事前の土壌汚染調査は実施しません。（実施方針等に関する質問への回答 No.20 参照。）

< 月島機械 >

- ・ 事業期間中や事業終了時に、土壌汚染が確認された場合には、県企業庁と S P C のいずれの責に帰すべきものかが判断し難くなるため、事前の調査をお願いしたいと考えています。

< 県企業庁 >

- ・ 今のところ事前調査は考えていません。

< 月島機械 >

- ・ 当社が現在検討している設備運転方法ならば、土壌汚染の原因となるようなものは使いません。

< 県企業庁 >

- ・ 旧第一浄水場跡地なので心配はないと思います。また、万が一、土壌が汚染されたとしても、その時の調査で原因が判明すれば、いずれの責によるものかについても、分かると思います。

8 返送水の水質について < 特定事業契約書（素案）関係 >

< 月島機械 >

- ・ 返送水の濁度が 20 度以上になった場合は、1 日 1 回でもペナルティポイントが課せられます。1 回に関し、時間的な御猶予は見て頂けませんでしょうか。
例）設置濁度計指示値瞬時の 20 度以上のカウントはしないようお願いできないでしょうか。（濁度計の瞬間的な局所濁度の計測が考えられます。）

< 県企業庁 >

- ・ 検討します。

< 月島機械 >

- ・ 原水濁度が数百～数千ある異常高濁の場合には、ペナルティを御容赦下さいますよ

うお願いいたします。

- ・ このような状況になると、送泥パターンも変わってくると思われます。その場合、返送水の濁度管理も難しくなります。

< 県企業庁 >

- ・ むしろ低濁度時の方が濁度管理は難しくなると思われるのですが。

< 月島機械 >

- ・ そうですね。
- ・ 返送水の濁度の基準を 10 度と設定されていますが、実際のデータは確認されましたか。

< 県企業庁 >

- ・ 比較的が良い状況の時のデータは確認しています。基本的に、冬場に返送水の濁度は上がります。

< 月島機械 >

- ・ 特定事業契約書（素案）第 41 条第 3 項では、条件を充足しない返送水については、浄水場が受入を「拒絶する」とされていますが、SPCとしては浄水場に返送する以外に選択肢はありません。

< 県企業庁 >

- ・ 濁度 10 度とい条件は、原水濁度を参考に決めた数値で、原水よりも濁った水を返送されては困りますので、このよう設定しました。

< 月島機械 >

- ・ 第 41 条には、別紙 6 の条件を充足しない返送水は受入を拒絶すると書かれています。濁度 10 度以上の返送水は拒絶されるのでしょうか。（勿論、ペナルティが実行されるまでの間は、県企業庁からの指示に従います。）

< 県企業庁 >

- ・ 万が一、浄水工程に影響がある時には、県企業庁の側で返送ポンプを止めることができるので、そういう意味で「拒絶する」という表現を使っています。
- ・ どのような状況になったら協議するか条件設定が難しいと思います。

< 月島機械 >

- ・ 確かに契約書レベルで設定するのは難しいと思います。具体の状況を見て考えるということになるのではないのでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 検討します。

< 月島機械 >

- ・ 返送水質の管理のため、事業者側にて濁度計を設置し、返送水の濁度を自動計測いたしますが、県企業庁で別途計測するお考えはありますか。

< 県企業庁 >

- ・ 濁度については、県企業庁でも計測しています。ただし、返送水の濁度を直接計測するのではなく、原水濁度及び原水に返送水が交わった後の濁度を計測しています。

< 月島機械 >

- ・ 県企業庁による計測結果とSPCによる計測結果に差があった場合には、どちらを採用しますか。

< 県企業庁 >

- ・ 県企業庁では返送水の濁度を直接計測しませんので、基本的にはSPCの計測結果を採用しますが、県企業庁でもチェックする必要があるため、別途計測するものです。

< 月島機械 >

- ・ 県企業庁で、どちらの濁度計を使用しているのか教えてください。

< 県企業庁 >

- ・ お教えするのは構いませんが、皆さんに分かるように公表したいと思います。

9 汚泥受入量の決定 < 特定事業契約書 (素案) 関係 >

< 月島機械 >

- ・ 汚泥の受入量 (固形物量の確認) は、濃度、流量、液比重を加味して積算する必要がありますが、測定場所、方法により誤差が生ずると思われず。

例：県企業庁の原水濁度による固形物量、県企業庁の送泥管の流量計と濃度計による固形物量 (あるとして)、受入側の汚泥流量計と濃度計あるいは手分析による固形物量、発生ケーキの測定量 (トラックスケール) と含水率分析による固形物量等従って汚泥の受入量と発生ケーキ量でも測定値に差異が生ずると思われず。

- (1) 今回、受入・処理固形物量の決定に際しましては、採用された提案書に記載された方法にて固形物量を事業者側にて測定、決定できると考えて宜しいでしょうか。

例：

受入固形物量 : 受入側の汚泥流量計と濃度計あるいは手分析による固形物量
詳細は採用された提案書に依ります。

処理固形物量 : 発生ケーキの測定量 (トラックスケール) と含水率分析による固形物量

- (2) 排水処理施設から発生した脱水ケーキは全量再生利用することになります。

この量を計量する方法としては、色々な方法が考えられますが、当社としては、トラックスケールを設置、維持管理をしながら量の把握を実施する方法を考えております。県企業庁として、別途このような設備を設置するお考えがあるでしょうか。

- (3) また、このトラックスケールの計測値をもって、ケーキ引き取り業者の受入証明にしたいと考えておりますが、宜しいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ (1) については、測定ポイントを業務要求水準書に盛り込みます。
- ・ (2) については、県企業庁で別途計量することは考えていません。(汚泥量、発生量、再生利用量等の間に矛盾がなければ結構です。)
- ・ (3) については、受入先による受入証明書があれば良いので、お話のような方法でも問題ありません。

< 月島機械 >

- ・ 先程の「受入固形物量」がインプット条件、「処理固形物量」が再生利用量という理解でよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そのように理解して頂いて結構です。

< 月島機械 >

- ・ 受入先がトラックスケールを持っていない場合は、どのようにいたしましょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 受入先が承知していれば、S P C 側で計測した数値で構いません。(S P C 側で計測しても、受入先で計測しても結構です。)

10 建設に伴う各種調査< 特定事業契約書(素案)関係 >

< 月島機械 >

- ・ 事前の地質調査を行いたいのですが、宜しいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 事前に地質調査(ボーリング調査)して頂くことは構いませんが、実施時期については調整する必要があります。

< 月島機械 >

- ・ 3~4ヶ所の調査したいのですが、いつ頃であれば良いでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 具体的な時期については別途提示します。(別紙「新施設用地の地質調査について」を参照してください。)場所としては、旧第一浄水場の遺構がある場所を考えていますか。

< 月島機械 >

- ・ そのように考えています。現在公表されている図面以外に配管図面等がありますか。

< 県企業庁 >

- ・ コンクリート構築物の図面しかないと思います。
- ・ 調査実施時期としては、契約後、建設工事開始までの間ですか、それともそれ以前を考えていますか。

< 月島機械 >

- ・ 後者を考えています。(できれば今年度内に調査できればと考えています。)

< 月島機械 >

- ・ 埋設物による増加費用は、工事中、後も含めて県企業庁にて負担頂けると考えてよろしいでしょうか。(例：遺跡等についても)

< 県企業庁 >

- ・ そのように考えて頂いて結構です。

< 月島機械 >

- ・ 撤去するのはどこまでですか。

< 県企業庁 >

- ・ 撤去範囲については、業務要求水準書（案）別図 1 を確認してください。
- ・ 要するに、県企業庁側で存在を示していない埋設物に伴う増加費用は県企業庁負担ということです。

< 月島機械 >

- ・ 電波障害についても県企業庁にて事前に調査願えませんかでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 電波障害については、事業者が実施してください。

< 月島機械 >

- ・ JR 相模線があるので、今現在、電波障害が出ているのかどうか調べておきたいと思っています。運営開始後に電波障害があるとなった場合に、それがもたらあった障害なのか、新施設の建設が原因となっている障害なのかの判別が難しいと思われます。事業リスクを小さくするためには、費用は事業者負担でも構いませんので実施しておきたいところです。

< 県企業庁 >

- ・ 調査にはどのくらい時間がかかりますか。契約後でも間に合いますか。

< 月島機械 >

- ・ 契約後で間に合います。

< 県企業庁 >

- ・ 必要に応じて、事業者の負担で実施してください。

11 維持管理中の不可抗力 < 特定事業契約書（素案）関係 >

< 月島機械 >

- ・ 新設設備の整備業務中の不可抗力は「本件工事費の 1/100」までが事業者の負担として負担対象額が設定されておりますが、維持管理運営中の不可抗力は 1/100 のみで負担対象額が設定されておられません。特定事業契約書（素案）第 26 条と同様の考え方で「当該年度の当該部分の維持管理運営費（再生利用部分では再生利用部分、維持管理部分では維持管理部分）」等を設定願えませんかでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力に伴う費用負担に関しては、現在検討中です。御意見として承ります。

< 月島機械 >

- ・ 上限額の設定について御検討頂けるということでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 不可抗力の規定に全般について検討していますので、最終的には入札説明書で公表いたします。

12 設計図書及び竣工図書の著作権 < 特定事業契約書（素案）関係 >

< 月島機械 >

- ・ 事業者は県企業庁が本工事の図書を自由に利用できる措置をとることはできますが、

著作権を保持することは困難であると考えます。特定事業契約書（素案）第1項の規定を確保するために第2項の規定が有るのであれば、第1項の規定にて対応可能と考えますので、第1項のみとして頂けませんでしょうか。

（著作権の保持が権利の移転・譲渡を伴うものであるとすれば通常の設備購入では対応が非常に困難であると考えております。）

< 県企業庁 >

- ・ 事業者が著作権を保持することが困難なのはなぜですか。

< 月島機械 >

- ・ 自らの著作物ではない場合には、著作権を保持することはできないと思います。

< 県企業庁 >

- ・ S P C が直接的に著作権を保持しなくても、著作権が保護されるように必要な措置を講じることはできると思いますので、第2項を削除する必要はないと考えます。

13 維持管理・運営仕様書及び事業計画書< 特定事業契約書（素案）関係 >

< 月島機械 >

- ・ 長期修繕計画は万全を期しますが、20年の長期にわたるため修繕頻度や機器の変更が出てくることも予想されます。下記のようなことは御考慮頂けますでしょうか。

ただし、どの場合もLCCは変わらないことを前提としております。

また、必ずしもこのようになる、あるいはこの様なことの実施を計画しているというわけではありません。技術的な検討を行う場合の可能性としてお尋ねしております。

- (1) 特定していた機器の修繕頻度が異なり、修繕計画より早期に実施する。
- (2) 特定していた機器の修繕に代わりの他の機器を実施する。
- (3) 修繕計画より早期に特定していた機器の修繕に代わりの他の機器を実施する。
- (4) 建設工事後直ちに大規模修繕を行う。又は建設工事に併せて既設部分の大規模修繕を行う。
- (5) (1)~(4)のような計画の変更が可能である場合にはどの時期までにお問い合わせいただけますでしょうか。前年の7月まででしょうか。
- (6) (1)~(5)に関する場合のお支払いはどのようになりますでしょうか。

修繕計画は変更されますが、事前に計画の変更を申請した場合には、計画年度ではなく実際に修繕を行った年度の四半期後に修繕を行った機器の金額をお支払い下さいますようお願いできませんでしょうか。

- (7) 以上は計画の変更が事前に想定できる場合ですが、修繕は計画されていたものの計画時期よりも早く修繕を必要とする事態に直面した場合の計画の変更、お支払いはどのようになりますでしょうか。年度の県企業庁の予算とは異なりますが、実際に修繕を行った年度の四半期後に修繕を行った機器の金額をお支払い下さいますようお願いできませんでしょうか。

例：前年度に計画の前倒しを御願ひしていなかった場合の年内の変更

第3四半期に予定していた機器が、第2四半期にオーバーホールを必要とする事態に陥ったので、計画を前倒しで実施した場合の、計画変更とお支払いの変更

例：前年度に計画の前倒しを御願いしていなかった場合の年度の変更

5年目に予定していた機器が、4年目にオーバーホールを必要とする事態に陥ったので、運営上計画を前倒しで実施した場合の、計画変更とお支払いの変更（8）こうした場合の消費税の扱いはどのようになりますでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ (1)から(3)については、協議事項は必要ですが、いずれも対応可能と考えています。
- ・ (4)は提案にお任せしているところですので、現行の排水処理に影響がない範囲であれば実施して頂いて結構です。なお、新施設設の建設工事に併せて既存施設の工事を行う場合、既存施設での排水処理を現実に行っていることから、それらに支障がないようにすることが条件となるので、実施時期等の条件については、入札公告時に提示します。
- ・ (5)については、基本的には提案時に提出頂いた長期修繕計画（更新計画）に基づいて実施して頂くこととなりますので、7月までに事業者から協議の申出があれば必ず変更ができるというわけではありません。
- ・ (6)については、そのように対応する予定です。
- ・ (7)への対応は難しいと思います。事業者リスクとして、応急措置により対応して頂くようになると思われます。
- ・ (8)の消費税については、費用発生時に一括で支払うことになると思います。

< 月島機械 >

- ・ 質問に対する回答で、一部機器を維持管理運営対象から外しても良いとの回答を頂いております。具体的には二次濃縮槽の使用については、事業者の提案に委ねるとの回答を頂いております。事業者が二次濃縮を含む既設の設備を使用しないでも要求水準を満たせる設備を計画設計し、実際の運用において既設設備の稼働を必要としないことが証明された場合には、そうした既設の機械設備を耐用年数が来た際に県企業庁にて撤去して頂くことは可能でしょうか。

例：二次濃縮設備は、特定メーカーの特殊な設備であり、使用せずに20年後に使用可能な状態にしてお引き渡しするには多大な費用（殆ど新設するような費用）を必要とすると思われます。

また、二次濃縮設備が不要になった場合には、それに伴う曝気設備なども撤去の対象になると考えられますが、そうした場合、曝気配管など濃縮槽躯体との関連から県企業庁にて撤去頂くことは可能でしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 二次濃縮施設を利用しないのであれば、設備機能を維持するためのメンテナンスは必要ありませんが、通常の建物管理は行ってください。
- ・ 二次濃縮施設を撤去することは考えていません。

< 月島機械 >

- ・ 曝気設備は二次濃縮の前処理設備として設置されているものと思いますが、これは利用しなければ撤去してしまってもよいでしょうか。腐敗する箇所が出てくる可能性もあり、施設管理上心配なところでもあります。

< 県企業庁 >

- ・ 曝気設備を利用するか否かは事業者の自由ですが、撤去に関しては県企業庁の資産管理上の問題もあるので、検討させてください。

14 サービス購入料について< 特定事業契約書（素案）関係 >

< 月島機械 >

- ・ 固定されない機器（分析計、自動車、シャベルローダー、管理用パソコン、ソフトウェア）の請求は、建設時の見積りに入れないものは維持管理費に含んでよろしいでしょうか。また、そうした場合の、これらのものの所有権についての考え方をお聞かせ下さい。

< 県企業庁 >

- ・ 費用区分については、入札公告時に様式の中で提示します。
- ・ 御質問の固定されない機器の所有権についてですが、排水処理施設を運営していくために必要なものについては、全て県企業庁に所有権が移転するとお考えください。

15 事業者ヒアリングに関する要綱< 実施方針関係 >

< 月島機械 >

- ・ 事業者と県企業庁は、本契約と共に実施方針、実施方針 Q & A、入札説明書、質問書及び回答書、入札書、提案書、設計図書に定める事項が適用されることを確認するとありますが、公開、非公開にかかわらず事業者ヒアリングでの確認事項も適用されると考えてよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 入札公告時に提示します。（今、お話ししている内容が、そのまま入札条件となる場合も検討の結果、見直される場合もあります。）

16 新施設の設計< 特定事業契約書（素案）関係 >

< 月島機械 >

- ・ 土木建築部分におきまして、設計者と施工者が同一の企業であっても構わないものと考えてもよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ そのようにお考え頂いて結構です。

17 業務報告書等の提出< 特定事業契約書（素案）関係 >

< 月島機械 >

- ・ 業務報告書等、関連データの保存期間は何年で考えればよろしいでしょうか。

< 県企業庁 >

- ・ 情報の蓄積自体に価値がありますので、基本的には、事業期間を通じて保存してください。また、個別法の適用があるものについては、その期間も守ってください。

18 S P Cの所在地<特定事業契約書(素案)関係>

<月島機械>

- ・ 特定事業契約書(素案)第6条に株式会社の本店は所在地の神奈川県内におくもの
とするとありますが、寒川浄水場の排水処理場の住所にしても構わないのでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 県企業庁としては構わないと考えていますが、法人登記における取り扱いについては確認します。

<月島機械>

- ・ 地元自治体に置くべきというようなお考えはありますか。

<県企業庁>

- ・ 今のところ、特にこだわりはありません。

19 コンクリート構築物<その他>

<月島機械>

- ・ 質問回答にて総合汚泥池、濃縮槽の躯体は修繕の必要がなく、コンクリート構築物
固有の原因により発止したトラブルについては県企業庁の帰責による損害となるとの
回答を頂いております。事業者が総合汚泥池、濃縮槽の掻寄機等の大規模修繕を行う
際に、底盤モルタルに手をつけずに施工したにもかかわらず漏水等が起きた場合に
は、上記回答が適用されるものと考えてよろしいでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 適用できません。そのような場合は、事業者の責によるものと考えます。

20 その他

- ・ 夜間操業等も考えられますが、地元との協定は必要なのでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 恐らく地元との協定は必要ないと思いますが、確認します。(後日、確認したと
ころ、協定は必要ないとのことです。)

<月島機械>

- ・ 脱水機棟には40年程度の耐久性が求められていますが、何か特別な技術的意味合
いがあるのでしょうか。

<県企業庁>

- ・ 今回整備する脱水機棟内で、約20年間使用できる脱水設備を2サイクル(20年+
更新後20年)させたいという意図があるだけで、技術的な意味合いは特にありませ
んの、構造形式等に特段のこだわりはありません。

<月島機械>

- ・ 今回の施設は、PFIにより建設・運営される排水処理施設の第1号になると思われ
れます。そうなりますと、大変多くの見学者の訪問が予想されますが、見学用のス
ペースは必要と思われますか。

< 県企業庁 >

- ・ 提案にお任せします。(特に求めてはいません。)